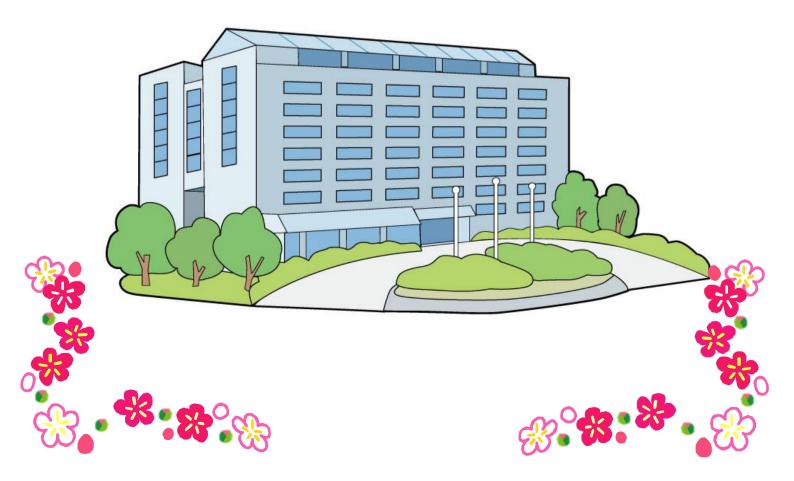




2025年3月期 福岡県庁信用組合ディスクロージャー誌

県庁しんくみ Report

2024年4月1日~2025年3月31日まで



■ ごあいさつ

理事長 **原中 誠志** 組合員ならびに関係各団体の皆さまには、日頃より格別のご愛顧とお引き 立てを賜り、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の現状(令和6年度)をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

私どもは、設立来からの基本理念である「相互扶助の精神」に基づいて、 経営の健全性と福利厚生を柱とする融資態勢に努めています。

今後とも、なお一層のご支援とご指導を心からお願い申し上げます。

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第103期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。 令和7年6月19日

福岡県庁信用組合 理事長 原中 誠志

■ 事業方針

〇基本方針 【県庁職員の経済的地位の向上に奉仕します。】

福岡県庁信用組合は、協同組織職域金融事業体としての責務を果たすとともに、福岡県職員の相互扶助による経済的地位の向上に寄与いたします。また、皆さまの資金を安全かつ確実に管理し、健全なる経営に努めます。

○当組合の経営姿勢と考え方

協同組織金融機関の当組合は、個人金融の分野を専門とする金融機関です。

福岡県職員の皆さまの生活防衛とその向上を目的とし、地縁、人縁を基盤として、借り手の立場に立った幅広い与信判断と、安定的な資金の供給を目指します。

福岡県職員の皆さまからお預かりした資金を安全かつ確実に管理し健全なる経営に努めます。

■ 令和6年度 経営環境・事業概況

今期は、日本銀行が2013年4月より、長きに亘り続けてきた「異次元金融緩和政策」及び「マイナス金利政策」から転換し政策金利の誘導目標が徐々に引き上げられる中、当信用組合は「経営基盤の強化」を目標に掲げ、「組合員(出資)」と「預金」「融資」の増強に取り組んできました。また、ウェブを活用し、各種キャンペーンの情報や預金金利の改定に関する情報発信にも努めてきました。

2024年度の我が国の経済は、円安を背景とした訪日外国人の増加がプラスの影響を与える中、昨年に引き続き大企業等を中心とした賃金引き上げが行われるなど所得環境にプラス傾向が見られ、企業の設備投資もプラスに転じるなど緩やかな回復が見られました。しかしながら、昨年より続く「コストプッシュ・インフレ」の沈静化傾向は見られず、主食である米の価格上昇率は前年比約200%に達するなど、一部では異常な物価上昇も見られました。

この結果、物価上昇が賃金上昇を上回る状態が未だ続いており、個人消費を始めとした内需に十分な回復傾向は見られず、2024年の実質GDP成長率はマイナス成長の可能性があるなど、4年ぶりの低水準となる見込みです。

一方、アメリカではドナルド・トランプ大統領による関税政策等の各種の政策が世界各国に混乱を広げており、経済の不確実性の増大や、スタグフレーションの恐れが広がるなど、世界経済を押し下げる懸念も広がっています。

このような中、当信用組合の預金・貸出金を始めとした主要勘定の状況ですが、まず預金積金は、日銀による政策金利誘導目標の引き上げに伴い、預金金利が徐々に上昇する中、新NISAによる投資への資金移動や、預金獲得競争による他金融機関への預け替えにより、前期比で2億8,529万円と大きく減少し、48億1,546万円となりました。

一方、貸出金は個人消費が未だ十分に回復していない中、融資キャンペーンの内容を抜本的に見直すなどの施策を行った結果、1,083万円増加し8億669万円となり、前年比で増加に転じることができました。

続いて損益の状況ですが、貸出金利息が前期比で162万円、有価証券利息が前期比で52万円等減少したものの、預け金利息が前期比236万円増加し、資金運用収益全体では6,071万円と53万円の減少にとどまりました。加えて、前年度に貸倒引当金の追加引当を行った貸出先からの回収(返済)が進んだ結果、貸倒引当金戻入益として411万円を利益として計上しました。この結果、当期純利益は225万円となりました。

このように、貸出金では前期末残高を10期ぶりに上回るという良い兆しが見られたものの、預金残高の減少が新たな課題となりました。預金残高の減少は運用資産の減少に繋がり、ひいては収益力の低下に繋がりますので、今後の課題としては、預金・貸出金の双方で残高の増強に努める必要があります。また、金融機関同士の預金獲得競争に打ち勝つためには、組合員の皆さまに満足していただける預金金利の提供も必要となります。

今後とも、県職員を始め退職者の皆さまにも安心してご利用いただき、ご満足いただけるようサービスの向上と経営基盤の強化に向けて更なる努力を重ねてまいります。

リスク管理体制・法令遵守体制

■リスク管理の体制

- ① 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなど各種リスクを従来以上に的確に把握・ 分析し厳正に管理して健全性を確保します。
- ② 経営計画等のうえから、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置づけます。
- ③ 経営体力、自己資本の水準から許容できるリスク量の適正なコントロールを行います。
- ④ 自己責任原則に基づく健全経営および安定した収益を確保するための体質の強化に取り組むとともに、各業務において発生するリスクを的確に把握し、管理運営していきます。
- ⑤ リスクを経営レベルで総合的かつ専門的に管理を行うために、専務理事と常に連携をとりながら市場動向に応じた資産・負債構成の最適な運営方針、市場リスクの管理方針、与信業務に関する基本方針、信用リスクの管理方針等を協議します。なお、これらの方針やリスク管理の状況は理事会に定期的に報告し、過大なリスク負担をしていないかチェックできる体制とし、リスク管理の基本方針は、理事会において年1回、あるいは戦略目標の変更時等に必要に応じて見直します。

■法令遵守の体制

金融機関がその社会的責任や公共的使命を果たすためには、業務の健全かつ適切な運営が不可欠です。そのためには、経営の健全性が確保されなければなりません。また、経営環境の変化に対応した企業の経営倫理およびその管理体制の確保が求められており、経営トップのリーダーシップのもと、高い倫理観と遵法精神を組織に浸透させる必要があります。金融機関に対する信頼は、日々の着実な業務運営の積み重ねによって確立される一方、信頼を毀損することは非常にたやすいことを絶えず心に置いていなければなりません。こうした信頼に応えるためには、責任体制を明確にする必要があり、理事会の総括の下、コンプライアンス担当者を配置して違法行為の未然防止など法令遵守に取り組んで参ります。

また、近年のマネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止に向けた国際的な要請の高まりを受け、金融犯罪を

防止するための対策を行っております。



■ 役員一覧

理事長 原中誠志(*)

専務理事 柴田 雄次(*)

理 事 石橋 裕次(*)

理 事中島由美子(*)

理 事 古主 直哉(*)

理 事 新山 晃(*)

理 事堤 広実(*)

理 事 桑原 雄大(*)

理 事横山国広(*)

常勤理事 野中 英明

監事 安部 康平

監事 那木勇也

監事 藤原 淳次

(令和7年7月1日現在)



(注)当組合は、職員出身者以外の理事(*)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。



■ 店舗一覧および地区一覧

名 称/福岡県庁信用組合

所 在 地/〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁 1階北棟

TEL 092(641)7454

FAX 092(632)4425

創立年月日/大正11年10月20日

組合員範囲/福岡県職員

福岡県教育委員会職員

福岡県警察職員

日本年金機構九州ブロック本部職員

全国健康保険協会福岡支部職員

福岡労働局職員

福岡県関係団体職員

地 区/福岡県内

■ 組合員数

(単位:人)

	区	分	令和5年度末	令和6年度末
個		人	2,704	2,652
法		人	47	41
	合	計	2,751	2,693

■総代会の概要

■ 総代会の制度

信用組合は、組合員の「相互扶助」の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を大切にする協同組織金融機関です。したがいまして、組合員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当組合の経営に参加することになります。当組合では、組合員数が多いので、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代わる総代会制度を採用しております。

総代会は、定款の変更、決算関係書類の承認、理事・監事の選任などの重要事項を決議する最高意思決定機関です。 総代会は、組合員一人一人の意見が当組合の経営に反映されるように、組合員の中から総代選挙規程に従い適正な手 続きを経て選任された総代により運営されております。

■ 総代の定数および任期

- 1. 総代の定数は、100人です。
- 2. 総代の任期は、3年としています。

■ 第103期通常総代会の決議事項

第103期通常総代会を令和7年6月18日(水)午後3時より、福岡県中小企業振興センター301号会議室において開催し、当日は出席者41名、委任による出席41名のもと、以下の全議案が可決・承認されました。

第1号議案 第103期事業報告、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び剰余金処分(案)について

第2号議案 第104期事業計画(案)及び収支予算(案)について

第3号議案 理事の報酬について 第4号議案 監事の報酬について 第5号議案 役員の改選について

令和7年6月現在

							令和7年6月現任
支会名	総代名	支会名	総代名	支会名	総代名	支会名	総代名
本部	塚野 恭子 (本庁支会 中村	† 徹 5	筑紫支会	今津 昭信 7	北九州支会	田尾 聡 1
本部	川原 正慈	4 本庁支会 熊名	健一 1	筑紫支会	岩村 直輔 1	北九州支会	徳永 勝士 1
本部	平田 利加	本庁支会 古賀	1 柚衣 2	筑紫支会	山本 諒子 1	北九州支会	山野 隆史 4
本庁支会	手島 輝大	3 本庁支会 山丁	、俊貴 3	筑紫支会	谷ヶ久保 瑛人 1	北九州支会	宮﨑 秀幸 8
本庁支会	井上 泰智	4 本庁支会 石田	雅樹 2	筑紫支会	米倉 隆信 5	北九州支会	黒川 裕子 1
本庁支会	橋本 淳	本庁支会 三英	子 完 2	筑紫支会	田尻 亮 2	遠賀川支会	福原 千尋 1
本庁支会	藤井 広利	本庁支会 倉本	雄貴 3	筑紫支会	竹内 小百合 5	遠賀川支会	西村 清司 6
本庁支会	大石 悠稀	1 本庁支会 那才	. 勇也 2	筑紫支会	野坂 龍彦 4	遠賀川支会	藤本 元 3
本庁支会	武田 慶子	2 本庁支会 山崎	茶穂子 4	筑紫支会	長野 彰 1	遠賀川支会	藤川 和明 8
本庁支会	桑原 雄大	本庁支会 西山	. 寛 子 1	京築田川支 会	岩田 昭裕 9	遠賀川支会	稲富 拓也 1
本庁支会	花牟禮 穂玖都	2 福岡支会 榮	勝彦 7	京築田川支 会	惠﨑 摂 2	遠賀川支会	鎗水 裕一郎 4
本庁支会	吉田 直美	福岡支会 藤本	美紀 1	京築田川支 会	重松 義隆 4	遠賀川支会	永水 裕子 5
本庁支会	米原 淳史 :	福岡支会 原	宏美 2	京築田川支会	田中 康嗣 7	遠賀川支会	原 加代子 2
本庁支会	正岡 裕紀 :	福岡支会 重松	連秀 4	京築田川支 会	花岡 友徳 1	久留米支会	鹿田 鉄也 9
本庁支会	柴田 拓夢	福岡支会 満生	邦治 2	京築田川支 会	豊田 真子 2	久留米支会	江﨑 志津香 1
本庁支会	今林 克幸 :	福岡支会 浦川	安正 4	南筑後支会	椿原 辰美 8	久留米支会	中村 英俊 9
本庁支会	樋口 裕輝	福岡支会 岩矛	、正彦 4	南筑後支会	古賀 武博 2	久留米支会	堺 早恵子 1
本庁支会	山本 真一郎	福岡支会 藤原	淳次 5	南筑後支会	木下 雄策 1	久留米支会	堤 玉吉 3
本庁支会	岩崎 美和	4 福岡支会 横山	1 国広 9	南筑後支会	下道 智 7	自治労福岡 県本部	筒井 剛 8
本庁支会	永水 智美	2 福岡支会 吉田	由佳利 5	南筑後支会	小柳 賴敏 3	自治労福岡 県本部	大城 亜実 3
本庁支会	堤 颯人	1 福岡支会 田中	康史郎 4	南筑後支会	金子 淳美 3	教育庁	麻生 祐樹 5
本庁支会	熊辻 健吾 !	福岡支会 石丈	. 俊明 3	北九州支会	梶原 直希 1	福岡県庁退 職者協議会	松本 伸一 9
本庁支会	藤野 浩 :	福岡支会 青木	宏之 4	北九州支会	三村 法文 3	福岡県庁退職者協議会	砂川 由弘 7
本庁支会	小濱 翔平	1 筑紫支会 角田	1 昭彦 7	北九州支会	宮崎 和則 8	福岡県庁退職者協議会	松添 克彦 9
本庁支会	卜部 駿也 :	3 筑紫支会 犬丈	博紀 1	北九州支会	坂井 恵子 6	福岡県庁退職者協議会	清輔 英則 7
						THE THE PARTY AND THE PARTY AN	

⁽注) 氏名の後に就任回数を記載しております。

■貸借対照表 (単位:千円)

7.	旧八派以			
	科	目	金	額
(資	産の部)		令和5年度	令和6年度
現		金	8,102	14,314
預	け	金	2,683,615	2,352,404
買	入 金 銭	債 権	· · · —	· · · —
有	価	正券	1,854,100	1,795,390
	玉	債	1,054,310	958,460
	地 方	債		_
	短期	社 債	_	_
	社	債	799,690	836,830
	株	式	100	100
	その他の) 証 券	_	_
貸	出	金	795,853	806,692
	割引	手 形	_	_
	手 形	貸 付	_	_
	証 書	貸付	795,853	806,692
	当 座	貸 越	_	_
そ	の他	資 産	61,720	63,715
	未決済	為 替 貸	_	_
	全信組連	出資金	46,400	46,400
	前 払	費用	88	71
	未 収	収 益	10,355	13,047
	その他の		4,877	4,195
有	形 固 定	資 産	3,768	3,099
	建	物	2,999	2,699
	土	地	-	-
	建設仮	勘定	_	_
	その他の有形		768	400
無	形 固 定	資 産	1,385	1,050
	ソフトウ	. ,	1,385	1,050
	のれ	ん	_	_
	その他の無形		_	_
繰	延税金	資 産	_	_
	評価に係る繰延		_	_
債	務保証	見 返	_	_
貸	倒 引	当 金	△ 19,645	△ 15,527
	(うち個別貸倒	削引当金)	△ 17,302	△ 13,136
<u></u>				
資	産の部の	か 合 計	5,388,901	5,021,140

科		B		金	額
(負債の部)		Н_		金 令和5年度	_租 令和6年度
	金		金	5,100,764	4,815,469
普	<u>~</u> 通	<u>有</u> 預	金	266,707	244,766
貯		<u>頂</u> 預	金	200,707	244,700
通	知	<u>預</u>	金	_	
定	期	預	金	4,809,943	4,544,308
定	期	<u></u> 積	金	24,113	26,394
借	 用	1只	金	24,110	20,000
その	他	負	債	4,035	3,995
未涉		 為 替	借	- 1,000	- 0,000
未	払	費	用	1,641	1,703
給付		真 備	金	51	55
未払		人税	等	434	225
前	受	収	益	-	
	戻 未	済	金	817	1,282
そ の		カ 負	債	1,090	727
賞 与	引	当	金	1,468	1,537
	賞 与	引 当	金	569	579
退職	給 付	引当	金	24,305	25,657
役 員 退	職慰労		金	1,810	2,420
特別法		引当	金	_	_
繰 延	税金	負	債	-	_
	係る繰り		負債	_	-
負債	の部	合	計	5,132,953	4,869,659
(純資産の部					
出	資		金	37,327	39,745
	通出	資	金	37,327	39,745
	先 出	資	金	_	_
優先出	資 申 辽			_	_
資 本	剰	余	金	-	_
利益	剰	余	金	357,904	360,163
	益準	備	金	26,728	26,728
その	他利益			331,175	333,435
特		責 立	金	276,502	276,502
当	ち経営安定			241,559	241,559
₹)	スは当期未		(金)	54,672	56,932
:	~	出資	金		
組合	員 勘		計	395,231	399,908
その他有			重金	△ 139,284	△ 248,428
		部合	計	255,947	151,480
負債及び	ぶ純 資 産	の部合	計	5,388,901	5,021,140

(注)

- 1. 当組合に該当のない科目は省略しております。記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 有価証券の評価は、関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、事業年度末の市場価格等に基づく時価法により行っております。
- 3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 20年 その他 4年~5年

- 5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、全役職員の協力の下に統括部が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

- 7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

年金資産の額①

249.416百万円

年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額② 211,033百万円 差引額(①-②) 38,382百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

(自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

0.039%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 9,895百万円(及び別途積立金48,278百万円)であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 9年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金 1百万円を費用処理しています。

なお、(特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、)上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。

- 10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 11.金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券及び関連会社株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引です。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理

当組合は、融資業務規程、融資商品並びに融資業務マニュアル及び信用リスク規程等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、定期的に理事会において、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資産運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理
 - 1) 金利リスクの管理

当組合は、金融機関の業務に関するリスク関連資料(オフサイトモニタリング資料)によって金利の変動リスクを管理しております。日常的に金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次毎に役員に報告し、今後の対応等の協議を行っております。

2) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われており、月次毎に役員に報告し、今後の対応等の協議を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、過去からのキャッシュフローデータを分析して、適宜資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

12.金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額()	単位:百万円)
(1) 預け金(*1)	2,352	2,347	$\triangle 5$	
(2) 有価証券	1,795	1,795	0	
その他証券	1,745	1,745	0	
(3) 貸出金(*1)	806			
貸倒引当金(;	★ 2) △15			
	791	963	172	
金融資産計	5,187	5,105	△81	
人动在床	松州山町井利 [塘	n+: /π:	光 梅	

金融	性負債 貸	·借対照表計上額	時 価	<u>差額</u>
(1) 到	頁金積金(*1)	4,815	4,752	$\triangle 63$
(2) 借	告用金(*1)	20	20	0
金	这融負債計	4,835	4,772	△63

(*1)預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

預け金については、残存期間に基づく区分毎に、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定して おります。

(2) 有価証券

債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

貸出金

貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価 に代わる金額として記載しております。

また、破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積が困難な債権については、それぞれの貸借 対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)です。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金及び定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯毎に将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の無リ スク利子率(または市場金利)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2)市場価格のない株式及び組合出資の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額 区分 関連法人等株式 100千円 46,450千円 組合出資金

関連法人等株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項 に基づき、時価開示の対象としてはおりません。

組合出資については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第27項に基づき、 時価開示の対象とはしておりません。

- 13. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 関連法人等株式で時価のあるものはありません。
- (2) 満期保有目的の債券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

貸借対照表計上額が取得原価を超えるものはありません。

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

取得原価 貸借対照表計上額 差額 社 倩 49百万円 50百万円 △0百万円

その他有価証券

社. 債

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

貸借対照表計上額が取得原価を超えるものはありません。

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

貸借対照表計上額 取得原価 差額 国債 △235百万円 958百万円 1,193百万円 社 債 786百万円 799百万円 △13百万円

14. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却益 売却指 売却価格 100百万円 一百万円 一百万円

15. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額は次のとおりであります

一百万円

1年以内 1年超 5 年 超 10年超 5年以内 10年以内 一百万円 93百万円 957百万円 国 倩 一百万円

16. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、 債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社 債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払 金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又 は賃貸借契約によるものに限る。)であります

- 百万円

99百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 11,984千円 危険債権額 3,317千円 三月以上延滞債権額 - 千円 貸出条件緩和先債権額 一千円 15,301千円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている 債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利 息の受取ができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる 債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄 その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当し ないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 有形固定資産の減価償却累計額

693百万円

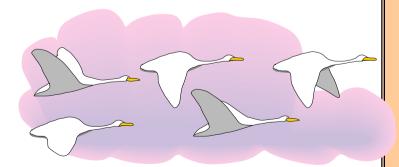
6,332 千円

- 18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額はありません。 19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額はありません。
- 20. 担保に提供している資産は、為替取引及び当座借越取引のための預け金251百万円であります。
- 21. 出資1口当たりの純資産額 190円56銭

■ 経理・経営内容

|損益計算書 (単位:千円)

	科	目		令和5年度	令和6年度
経	常	収	益	62,266	65,442
	<u></u> 資 金 運		益	61,251	60,712
	了一一 貸 出	金 利	息	34,669	33,049
	預け	金 利	息	5,863	8,227
		养利息配当	金	18,509	17,981
		の受入利	息	2,208	1,455
	役務 取	引 等 収	益	271	296
	受 入 為		料	162	146
		の役務収	益	108	150
	その他	業務収	益	204	205
		債券売却	益	_	_
		債券償還	益	_	_
		生商品収	益	_	_
		の業務収	益	204	205
	その他	経常収	益	539	4,228
		当金戻入	益	_	4,118
		の経常収	益	539	110
経	常	費	用	78,190	62,988
	資金調		用	1,014	1,713
	預 金		息	1,013	1,446
	給付補均		.,,,	1	5
	譲渡性		息	_	-
	借用	金利	息	_	261
	コマーシャ		引息 自	_	
	その他役務取	の 支 払 利 引 等 費	息用	3,912	4,797
	区 伤 取 支 払 為		料	33	30
		の役務費	用	3,878	4,744
	その他	業務費	用	5,676	-
		債券売却	損	_	_
		債券償還	損	_	_
	国債等		却	_	_
		生商品費	用	_	_
		の業務費	用	_	_
	 経	713 474 21	費	55,819	54,074
	人	件	費	44,253	44,318
	物	件	費	11,553	9,753
	 税		金	12	1
	その他	経常費	用	17,443	2,404
	貸倒引	当金繰入	額	15,013	
	貸出	金貨	却	-	_
		信託運用	損	_	_
	その他		却	_	_
		の経常費	用	2,429	2,404



|受取利息および支払利息の増減

								(単位:千円)
項目				E	令和5年度	令和6年度		
受	取	利	息	の	増	減	2,067	△ 538
支	払	利	息	の	増	減	239	698

	科	E	1	令和5年度	令和6年度
経	常	利	益	△ 15,923	2,454
特	別	利	益	_	-
匜	定資	産 処	分 益	_	_
負	●のの∤	1 ん 発	生益	_	_
金	-114-11-4	責任準備金	取崩額	_	
そ		14 /44	利益	_	1
特	別	損	失	_	_
世	- /- / -		分 損		
洞	뷫 損	損	失	_	_
金	注融商品取引	責任準備金	2繰入額	-	-
そ		1 4 /4 4	損失	-	
税	引前当	期純利	益 金	△ 15,923	2,454
法人	、税、住民		事業 税	195	195
法			整額	_	-
法	人 税	等合		-	-
当	期	純 利	益	△ 16,118	2,259
繰;	越 金 (当	期首列		61,763	54,672
	・・・・・積 ヹ	Z 金 取	崩額	9,028	-
当	期未処	分 剰	余 金	54,672	56,932

(注

1.当組合に該当のない科目は一部省略しております。記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2.出資1口当たりの当期純利益

2円83銭

【主要な事業の内容】

I 預金業務

1. 預金

普通預金 貯蓄預金 定期預金

(スーパー定期、大口定期、期日指定定期) 定期積金

通知預金

2. 譲渡性預金

(取扱いしておりません。)

Ⅱ 貸出業務

証書貸付

- ① 組合員に対する資金の貸付
- ② 組合員以外に対する預金又は定積金を担保とする資金の貸付

Ⅲ 内国為替業務

Ⅳ 附带業務

- 1. 債務保証業務
- 2. 代理業務
 - ① 全国信用協同組合連合会
- 3. 保護預かり
- 4. 両替



■ 経理・経営の内容

剰余金処分計算書

										(単/	<u>位:千円)</u>
7	科					E	1	令和	05年度	令和	16年度
当	期	未	処	分	剰	余	金		54,672		56,932
積	<u> </u>		金	取	Ė	崩	額		-		-
剰	余	:	金	処	1	分	額		-		-
	利	主	益	準	偱	荆	金		-		_
	普遍	鱼出	資に	二対 7	する	配当	金鱼		-		396
								(年-	%の割合)	(年 1	%の割合)
	優り	七出	資に	こ対で	する	配当	金		-		1
								(一円に	つき一円の割合)	(一円につ	き一円の割合)
	事業	の利	用分	量に	対す	る配	当金		-		-
								(一円に	つき一円の割合)	(一円につ	き一円の割合)
	特	5	训	積	7	Ĺ.	金		-		-
	業	務	電	算 化	〕 積	立	金		_		_
繰	越:	金(当	期	末	残る	高)		54,672		56,536

経費の内訳

							(単位:千円)
J	頁				目	令和5年度	令和6年度
人			件		費	44,253	44,318
	報	酬	給	料手	当	33,285	33,746
	賞与	引	当 金	純 繰	入 額	1,468	1,537
	退	職	給	付費	月	3,919	2,610
	社	会	保	険料	∤ 等	5,578	6,424
物			件		費	11,553	9,753
	事		務		費	5,157	4,586
	固	定	資	産	費	1,779	1,873
	事		業		費	2,156	1,444
	人	事	厚	生	費	415	125
	有形	•無	形固定	主資産	賃却	1,332	1,003
	預	金	保	険	料	712	720
税	·		<u> </u>	<u> </u>	金	12	1
経		費		合	計	55,819	54,074

粗利益

									(単位:千円)
₹	料							令和5年度	令和6年度
	資	金	運		Ŧ	収	益	61,251	60,712
	資	金	誹	j	耋	費	用	1,014	1,713
資	金		運	用		収	支	60,236	58,999
	役	務	取	引	等	収	益	271	296
	役	務	取	引	等	費	用	3,912	4,797
役	務	取	7 号	;	等	収	支	△ 3,641	△ 4,500
	そ	の	他	業	務	収	益	204	205
	そ	\mathcal{O}	他	業	務	費	用	_	-
そ	の	他	の	業	務	収	支	204	205
業		務	米.	1	利	J	益	56,799	54,704
業	矜	ζ j	粗	利		益	率	1.02 %	0.98 %
業		矜	ζ	i	純		益	967	630
実	質	ĺ	業	務		純	益	980	630
	ア		業	務	i	純	益	980	630
コ (除	ア : く ‡	殳 資	業 [信	務 託角		純] 損	益 益)	980	630

- (注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定計平均残高×100
 - 2. 業務純益=業務収益-業務費用
 - 3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
 - 4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

役務取引の状況

								(単位:千円)
₹	科				E		令和5年度	令和6年度
役	務	取	引	等	収	益	271	296
	受	入	為 替	手	数	料	162	146
	その)他	の受	入	手 数	(料	108	150
	その	他の)役務	取引	等』	又益	_	-
役	務	取	引	等	費	用	3,912	4,797
	支	払る	為 替	手	数	料	33	30
	その)他	の支	払	手 数	[料	3,853	4,744
	その)他の)役務	取引	等輩	費用	25	22





■ 定性的な開示事項

1. 自己資本の調達手段の概要

令和7年度の自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目(出資金や利益剰余金などの組合員勘定及び一般貸倒引当金コア資本算入額などで構成されています。)で構成されます。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

· 発 行 主 体 : 福岡県庁信用組合

・資本調達手段の種類 : 普通出資

・コア資本に係る基礎項目

の額に算入された額 : 39,745千円

•配 当 率:年1%

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度については、自己資本比率(13.64%)の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。今後も引き続き業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げが第一義的な施策と考えております。

3. 信用リスクに関する概要

(1) リスク管理の方針と手続きの概要

信用リスクとは、融資先の財務状況の悪化等により、当組合が損失を被るリスクをいいます。また、貸出や保証といった伝統的な信用取引のほか、資金の運用などあらゆる金融取引に内在しています。

当組合では、特に信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、定量的な与信判断ができるよう整備し、信用リスク管理を徹底しています。信用リスク管理状況については、理事会等において報告するなど経営陣への報告態勢を整えています。

貸倒引当金は、「資産自己査定および償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果について監事による監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の仕分けは行っておりません。

- (株)格付投資情報センター(R&I)
- (株)日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ(S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針と手続きの概要

信用リスク削減手法とは、信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証などが該当します。 当組合では、融資申込みに際し、資金使途、給与状況、他の借入状況など、様々な角度から可否の判断しています。 当組合が扱う担保は、自組合の定期性預金です。保証は、人的保証、全国しんくみ保証株式会社、株式会社ジャック スがありますが、その手続きについては、当組合が定めた「融資業務規程」等により、適切に取扱いを行っています。 また、融資取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、当組合が定める「融資業務規程」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨を確認のうえ、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金、保証として適格保証人、その他未担保預金等が該当します。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要当組合は、該当ございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、該当ございません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針と手続きについて

オペレーショナル・リスクとは、「内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外性的事象に起因する損失に係るリスク」で、組合の業務運営上、可能な限り回避すべきリスクです。

当組合では、オペレーショナル・リスクを、事務リスク、システムリスク等に分けて捉え、管理態勢や管理方法に関する基本方針等の規程を制定し、リスク管理を実施しています。

その他リスクについては、苦情相談窓口の設置や個人情報保護及び各商品の説明態勢の整備等顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めています。

これらのリスクに関しても、理事会等において報告するなど経営陣への報告態勢を整えています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法

オペレーショナル・リスク相当額の算定は、「標準的計測手法」を使用しております。「標準的計測手法」では、オペレーショナル・リスク相当額を事業規模要素(BIC)に内部損失乗数(ILM)を乗じて算出します。また、BICの額は、事業規模指標(BI)にBIの額に応じた掛け目(12%、15%、18%)を乗じて算出します。

■ 定性的な開示事項

(3) BIの算出方法(BI=以下のILDC(金利要素)、SC(役務要素)、及びFC(金融商品要素)の合計額)

	N 0/1LDO(1	世们女亲/、00(区别女亲/、XO10(亚脑内面女亲/V)口面眼/
構成要素	対象	算出方法
ILDC (Interest,Lease,Dividend)	資金運用収益 資金調達費用 金利収益資産 受取配当金	①(資金運用・リース収益・資金調達・リース費用)の全体値の直近3年平均) ②金利収益資産の直近3年平均×2.25% ③受取配当金の直近3年平均
		上記①、②のいずれか小さい値+③
0.0	役務取引等収益	④役務取引等収益の直近3年平均、役務取引等費用の直近3年平均のいずれか大きい値
SC (Services)	その他業務収益	⑤その他業務収益の直近3年平均、その他業務費用の直近3年平均のいずれか大きい値
(DCI VICCS)		上記④+⑤
	銀行勘定	⑥銀行勘定のネット損益の絶対値の直近3年平均
FC (Financial)	トレーディング勘定	⑦トレーディング勘定(特定取引勘定設置金融機関以外は、商品有価証券勘定及び売り付商品勘定の絶対値の直近3年平均)
		上記⑥+⑦

(4) ILMの算出方法

ILMの値は、「1」を使用しています。

- (5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無 除外した事業部門はありません。
- (6) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無 除外した特殊損失はありません。
- 8. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針と手続きについて

当組合が保有する出資等及び株式等エクスポージャーは「全国信用協同組合連合会の出資金」、「福岡県火災 共済協同組合の出資金」及び「信組情報サービス株式会社の株式」です。評価については、「資産資産自己査定 および償却・引当規程」に基づき管理しております。リスクの状況は、財務諸表等により定期的なモニタリングを実施 するとともに、その状況については、経営陣へ報告を行い適切なリスク管理に努めております。

なお、これらの出資または株式等エクスポージャーは、売却等を行う目的のものではなく、価格については規程に 定めた評価額を算出しております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針と手続きについて

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当組合では、定期的に評価・計測を行い、適宜対応を講じる態勢としています。

具体的には、証券各社から時価情報を得るとともに野村證券の「i-Port」とSMBC日興証券の「NBA」等により、資産と負債の金利または期間のミスマッチによる銀行勘定の金利リスクを計測しています。このように、当組合では、将来の金利変動に対するリスク管理を実施し、経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法について

I 金利リスク算定の前提は、以下の定義にもとづいて算定しております。

① 計測手法 : VaR

② 前提条件 : 分散共分散法 保有期間6か月

観測期間1年 信頼区間99%

100bpvの金利上昇

Ⅱ 為替/株式リスクを含む仕組み債

為替は10%の円高、株式は10%の下落

Ⅲ株式/投信

時価30%下落

『バック・テスト』

VaRでリスク量を計測する場合は、過去のデータをもとにポートフォリオ損益の変化を予測しているため、 事前に計測されたVaRと評価損益の変化を比較して結果の妥当性を検証する必要があります。従って、このバックテストによって実際の評価損益がVaRの値を超えた回数を計測しています。

『ストレス・テスト』

外部環境の大幅な変化を想定してストレス・テストを下記シナリオにもとづき実施しています。

- ・金利が100bpv上昇(並行移動)
- ・仕組債は為替レート20%円高、株式は20%下落するケース
- ・株式証券投資信託は、時価が50%下落した場合を加えます。



己資本の構成に関する事項

〈自己資本の構成に関する開示事項〉

(単位:千円、%)									
	令和5年	 F度	令和6年	F度					
項 目		経過措置による		経過措置による					
		不算入額		不算入額					
コア資本に係る基本項目 (1)									
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	395,231		399,512						
うち、出資金及び資本剰余金の額	37,327		39,745						
うち、利益剰余金の額	357,904		360,163						
うち、外部流出予定額(Δ)	_		396						
うち、上記以外に該当するものの額	_		-						
コア資本に係る基本項目の額に算入される引当金の合計額	2,342		2,390						
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,342		2,390						
うち、適格引当金コア資本算入額 第4月第十四は15日の第4日に15日の第4日の第4日の第4日の第4日の第4日の第4日の第4日の第4日の第4日の第4									
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基本項目の額に含まれる 額									
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段	_		_						
の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額									
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当 する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額									
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	397,574		401,903						
コア資本に係る調整項目 (2)									
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の	_	_	_	_					
合計額									
うち、のれんに係るものの額	_		_	_					
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	_	_	_					
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	_	_	_					
適格引当金不足額	_	_	_	_					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_	_	_					
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される	_	_	-	_					
 前払年金費用の額									
前払牛並負用が観 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額									
首に休有音通四員等(純貝産の部に訂工されるものを除く。)の額									
少数山負並融機関等の対象省通山負等の額 信用協同組合連合会の対象普通出資等の額									
特定項目に係る十パーセント基準超過額									
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連する									
ものの額	_	-	-	-					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連する ものの額	_	-	-	-					
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	1	-	I					
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	1	_	-	-					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連する ものの額	1	-	-	-					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連する									
ものの額									
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_	-	_					
コア資本に係る調整項目 (ロ)	-		-						
自己資本									
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	397,574		401,903						
リスク・アセット等 (3)									
信用リスク・アセットの額の合計額	2,742,605		2,848,760						
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額									
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー									
うち、上記以外に該当するものの額									
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額									
勘定間の振替分	_		-						
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	107,910		96,273						
信用リスク・アセット調整額	_		-						
フロア調整額			-						
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_		_						
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	2,850,515		2,945,033						
自己資本比率	, -,		, =,=30						
自己資本比率((ハ)/(ニ))	13.94		13.64						
ロロタイルナ ((・)/・(一//	13.94		13.04						

⁽注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:千円、%)

75 D	令和:	5年度	令和6	6年度
項目			リスク・アセット等	
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計※1	2,742,605	109,704	2,848,760	113,950
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	2,742,605	109,704	2,848,760	113,950
(i) ソブリン向け			_	
(ii)金融機関向け	537,288	21,491	501,658	20,066
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			501,658	20,066
(iii) カバード・ボンド向け			-	
(iv)法人等向け	150,285	6,011	75,075	3,003
(v) 中小企業等・個人向け	114,676	4,587	70,070	0,000
(vi)中堅中小企業等・個人向け	111,070	1,007	132,269	5,290
トランザクター向け			- 102,200	- 0,200
(vii) 抵当権付住宅ローン	_			
(viii) 不動産取得等事業向け	_	_		
(ix) 不動産関連向け				_
自己居住用不動産等向け			_	_
日日日日日 日日日日日 日日日日日 日日日日 日日日日 日日日 日日 日日日 日日 日日日 日日 日日日 日日 日日			_	_
<u> 貝貝州个割座</u> 问り 事業用不動産関連向け				
ADC向け			200 544	8,021
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			200,544	8,021
(xi) 三月以上延滞等				
(xii) 延滞等向け				
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスホージャーに係る延滞				
(xiv) 出資等	_	_		
出資等のエクスポージャー				
重要な出資のエクスポージャー				
(xv) 株式等			150	6
(xvi)重要な出資のエクスポージャー			_	_
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象 普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該 当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,254,578	50,183	1,254,532	50,181
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であって コア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部 分に係るエクスポージャー	46,400	1,856	55,714	2,228
(xix) その他	639,376	25,575	628,814	25,152
② 証券化エクスポージャー	_	_	_	_
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	_	_	_	_
ルック・スルー方式	_			_
マンデート方式	_			_
蓋然性方式(250%)				_
蓋然性方式(400%)				_
フォールバック方式(1,250%)	_		_	_
④ 未決済取引			_	_
(5) 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	ı	ı	_
⑥ CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額(簡便法)				
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	_	_	_	_
ロ. オヘプレーショナル・リスク相当額の合計額をハハプーセントで除して得た額	107,910	4,316	96,273	3,850
BI			64,182	
BIC			7,701	
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	2,850,515	114,020	2,945,033	117,801
(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%	_,500,010	,520	_,5 .0,000	7.7,001

- (注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 - 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 - 3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、 地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨 基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
 - 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン 向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

 - 5.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 - 6.「その他」とは、(i)~(xviii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形及び無形固定資産、共同センター利用保証金、前払費用、 小口分散基準を超える融資先の融資、その他の受入利息が含まれます。
 - 7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
 - 8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。
 - <オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>
 - 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%/直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数÷8%
 - 9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
 - 10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

〈信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高※業種別・残存期間別〉

(単位:千円)

<u>、旧川ノハノに関するモノ</u>	<u> </u>	一一·0·1王/X//// 0/ 79/	ハル间か木性が	126 1 1/01 H1/1/1/		\ + \ - \-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\
エクスポージャー	信用リスク	エクスポージャー	(貸出金及び債券)期末残高	三月以上延滞	延滞
区分			うち	債 券	エクスポージャー	エクスポージャー
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
電気・ガス・熱供給・水道業	300,570	350,697	300,570	350,697	-	-
情報通信業	_	-	_	_	_	_
卸 売 業 、小 売 業	_	-	_	-	_	_
金融業、保険業	3,234,722	2,906,357	501,831	501,812	_	_
国 · 地 方 公 共 団 体 等	1,194,903	1,195,316	1,194,903	1,195,316	_	_
個 人	781,926	796,805	_	-	_	_
そ の 他	18,406	22,783	_	ı	-	_
業種別合計	5,530,527	5,271,958	1,997,305	2,047,826	_	_
1 年 以 下	3,243,227	2,737,011	702,381	702,358		
1 年超3年以下	124,873	382,147	_	50,126		
3 年 超 5 年 以 下	283,496	288,148	_	_		
5 年超7年以下	104,985	320,681	_	199,395		7 60
7 年 超 10 年 以 下	385,168	203,758	199,293	ı	7.	
10 年 超	1,261,385	1,241,828	1,095,631	1,095,947		1
期間の定めのないもの	98,865	62,655	_	_		• •
そ の 他	28,528	35,730	_	-		
残 存 期 間 別 合 計	5,530,527	5,271,958	1,997,305	2,047,826		

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 - 2. 当組合は、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引、デリバティブ取引はありません。
 - 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 - 4.3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 - 5. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、有形及び無形固定資産、その他資産が含まれます。
 - 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

〈一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額〉

(単位:千円)

		期首残高	当期増加額	当期源	期末残高		
		ガロ次同	当 为与加锐	目的使用	その他	州小汉同	
一般貸倒	令和5年度	2,329	12	-	_	2,342	
引当金	令和6年度	2,342	48	1	I	2,390	
個別貸倒	令和5年度	4,875	15,000	2,572	-	17,302	
引当金	令和6年度	17,302	-	I	4,166	13,136	
合 計	令和5年度	7,204	15,013	2,572	_	19,645	
	令和6年度	19,645	48	I	4,166	15,527	

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

〈業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等〉

(単位:千円)

	<u> </u>	木住川 シ 旧川 貝 田 川 コ 並 及 し 黄 山 並 良 却 シ 次 向 寸 /													
							個別貸價	到引当金							
			期首残高		当期増加額			当期》	載少額		期末残高		貸出金償却		
							目的使用		そ0	その他		7又同			
			R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	
	各種サーは	ごス	_	-	_	_	-	_	_	_	_	_	-	_	
	国·地方公共图	団体等	_	1	-	_	1	-	-	_	_	-	-	ı	
	個	人	4,875	17,302	15,000	48	2,572	_	_	4,166	17,302	15,527	_	-	
	合	計	4,875	17,302	15,000	48	2,572	_	_	4,166	17,302	15,527	_	_	

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております





〈保华的于法か適用されるエンスホーンヤー(<u> ハルートノオリカ</u>	の色ガことの	内 (/			(単位:十円)
	CCF・信用リスク	削減効果適用前	CCF•信	ま用リスク削減効果	適用後	リスク・ウェイトの
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	加重平均值(%)
			2024	 年度		
現金	14,314		14,314		0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,195,316		1,195,316		0	0
我が国の地方公共団体向け	-		ı		ı	_
地方公共団体金融機構向け	-		-		-	_
我が国の政府関係機関向け	_		_		-	_
地方三公社向け	_		_		_	_
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	2,358,094		2,358,094		501,658	21
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	2,358,094		2,358,094		501,658	21
法人等向け	150,151		150,151		75,075	50
中堅中小企業等向け及び個人向け	176,359		176,359		132,269	75
トランザクター向け	-		-		ı	_
不動産関連向け	_		I		ı	_
自己居住用不動産等向け	-		-		ı	_
賃貸用不動産向け	_				ı	_
事業用不動産関連向け	-		-		ı	_
その他不動産関連向け	-		-		-	_
劣後債権及びその他資本性証券等	200,544		200,544		200,544	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	_		_		_	_
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	_		_		_	_
株式等	150		150		150	100
合計					909,699	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
 - 2.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
 - 3.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。
 - 4. 該当のないエクスポージャーは記載を省略しています。



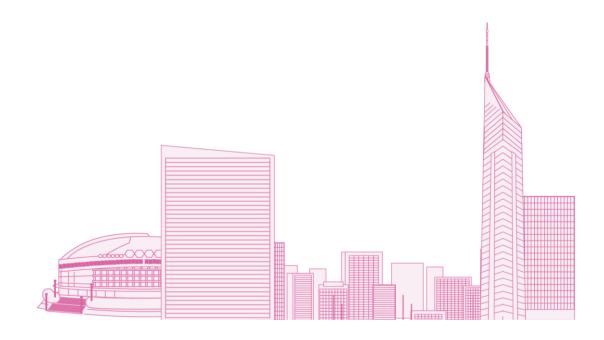


〈標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳〉

(単位:千円)

〈標準的于法か週用されるエク人不一	ジャーのボートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳> (単位:千円)										
			資産の	額及び与信	相当額の	合計額(CC	F・信用リスク	削減効果適	1用後)		
	0%	10%	20%	30%	50%	75%	100%	125%	130%	150%	250%
						2024年度					
現金	14,314	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,195,316	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_
我が国の地方公共団体向け	-	_	_	-	_	_	_	_	-	_	_
地方公共団体金融機構向け	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
我が国の政府関係機関向け	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
地方三公社向け	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	_	-	2,057,695	300,399	_	_	_	_	_	_	-
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	_	_	2,057,695	300,399	_	_	_	_	_	_	_
法人等向け	_	_	_	_	150,151	_	_	_	-	_	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	_	_	-	_	176,359	_	_	_	_	_
トランザクター向け	_	_	_	_	1	1	1	_	1	1	_
不動産関連向け	-	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_
自己居住用不動産等向け	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
賃貸用不動産向け	-	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_
事業用不動産関連向け	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
その他不動産関連向け	-	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_
劣後債権及びその他資本性証券等	-	_	_	-	_	_	200,544	_	_	_	_
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	_	_	-	_	_		_	-	_	_
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに 係る延滞	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
株式等	_	_	_	_	_	_	150	_	_	_	_
合計	1,209,631	_	2,057,695	300,399	150,151	176,359	200,694	_	_	_	_

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
 - 2. 該当のないエクスポージャー及びリスク・ウェイトの区分は記載を省略しています。





〈リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等〉

(単位, エ田) (単位:千円)

サーマウ はフリフカ	エクスポー	ジャーの額
告示で定めるリスク・ ウェイト区分 (%)	令和5	5年度
フエイト区 力 (70)	格付有り	格付無し
0%	1,194,903	8,102
20%	315,883	2,370,557
50%	300,570	_
75%	_	152,902
100%	_	703,079
150%	_	_
250%	501,831	_
その他	_	_
合 計	2,313,188	3,234,642

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限り
 - 2. エクスポーシャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ ウェイトに区分しています。
 - 3. コア資本に係る調整項目となったエクスホージャー、CVA リスク及び中央清算機関関連エクスホ[°]ーシ^{*}ャーは含ま れておりません。

				(単位:十円)	
	令和	回6年度			
告示で定めるリスク・	CCF・信用リスク	削減効果適用前	CCF加重平均值	資産の額及び与信 相当額の合計額	
ウェイト区分(%)	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	(%)	(CCF・信用リスク 削減効果適用後)	
40%未満	3,567,725	-	_	3,567,725	
40% ~ 70%	150,151	ı	_	150,151	
75%	176,359	1	_	176,359	
90%~100%	200,694	_	_	200,694	
105%~130%	-	1	_	1	
150%	-	1	-	1	
250%	_	_	_		
合計	4,094,931	_	_	4,094,931	

- 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度について は記載しておりません。
- 2.「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案 する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前 エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーはありません。

- (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 該当なし
- (5) 証券化エクスポージャーに関する事項 該当なし
- (6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

/貸供対照表計 L類及パ時価等>

<貸借対照表計上額及び時価等> (
	マ ム		令和5	5年度		令和6年度				
Ĭ X	<u></u> Б	<i>ח</i>	貸借対照表上額	時	価	貸借対照表上額	時	価		
L L	上場株式	等	-		-	-		-		
非上場株式等			46,550		-	46,550		_		
台	ì	計	46,550		_	46,550		_		

(注)貸借対照表計上額の一部の出資等エクスポージャーは、売却等を行う目的のものではなく、時価はありません。 発行体は、全国信用協同組合連合会、福岡県火災共済協同組合及び信組情報サービス株式会社です。

〈出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額〉 該当なし

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 該当なし

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

<u> </u>					\ + 	
		イ	口	ハ	11	
項番		ΔΕ	EVE	ΔΙ	NII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	
1	上方パラレルシフト	220	185	0	1	
2	下方パラレスシフト	0	0	0	0	
3	スティープ化	223	185			
4	フラット化	0	0			
5	短期金利上昇	0	0			
6	短期金利低下	0	0			
7	最大値	223	185	0	1	
			k	>		
		令和:	5年度	令和6年度		
8	自己資本の額	39)7	40)1	

⁽注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております

主要な経営指標の推移

(単位:千円)

	区	5	·	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経	常	収	益	63,954	65,151	64,893	62,266	65,442
経	常	利	益	△ 12,792	862	6,336	△ 15,923	2,454
当	期	純 利	益	△ 12,987	667	6,141	△ 16,118	2,259
預	金積	金 残	高	5,061,497	5,073,828	5,053,117	5,100,764	4,815,469
貸	出	金 残	高	1,124,629	935,115	843,701	795,853	806,692
有	価 証	券残	高	700,484	1,693,477	1,993,027	1,854,100	1,795,390
総	資	産	額	6,196,823	6,203,683	5,494,479	5,388,901	5,021,140
純	資	産	額	395,498	401,153	410,909	255,947	151,480
自己]資本」	比率(単	体)	12.82 %	16.54 %	15.12 %	13.94 %	13.64 %
出	資	総	額	27,408	32,620	36,533	37,327	39,745
出	資	総口	数	548,175 🗖	652,400 □	730,670 🗖	746,550 🗖	794,910 🗖
出資	資に対	する配き	当 金	225	298	352	_	396
職		員	数	5 人	4 人	4 人	4 人	4 人

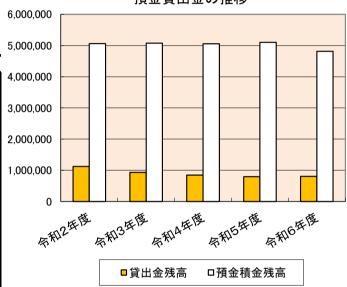
- (注) 1.「自己資本比率(単体)」の平成18年以降の計数は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。
 - 2. 残高計数は期末日現在のものです。

|資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(平均残高及び利息の単位:千円、利回りの単位:%) 平均残高 科 利回り 目 年度 利 息 資 用 R5年度 5,564,606 61,251 1.10 金 運 勘 定 R6年度 5,565,320 60,712 1.09 ち R5年度 809,317 34,669 4.28 金 R6年度 33,049 4.28 出 771,709 5 R5年度 2,689,127 5,863 0.21 8,227 0.30 預 金 R6年度 2,739,854 ち金融 R5年度 機関貸付等 R6年度 R5年度 18,509 0.91 t 2,019,761 有 価 証 券 R6年度 2,007,356 17,981 0.89 1,014 金 達 R5年度 5,146,264 0.01 勘 定 R6年度 5,147,747 1,713 0.03 t R5年度 5,146,264 1,014 0.01 5,068,624 預 金 積 金 R6年度 1,451 0.02 ち R5年度 譲渡性預金 R6年度 t R5年度 金 R6年度 261 79,123 0.32

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、控除して表示しております。

預金貸出金の推移



その他業務収益の内訳

			(単位:千円)
項	目	令和5年度	令和6年度
国債等債	券売却益	_	_
国債等債	券償還益	_	_
その他の	業務収益	204	205
その他業績	务収益合計	204	205

(注) 外国為替及び商品有価証券については取扱っていない ため記載しておりません。

▋有価証券の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位:千円) 取得価格または 項 目 時 価 評価損益 契約価格 R5年度末 1,993,384 1,854,100 △ 139,284 有 価 証 R6年度末 2,043,818 1,795,390 △ 248,428

- (注) 1.「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会:平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。
 - 2. 金銭の信託及びデリバティブ等商品については、該当がないため表示しておりませ





業務純益

			(単位:千円)
項	目	令和5年度	令和6年度
業務	純益	980	630

■ 経理・経営内容

総資産利益率

(単位:%)

		(平)匹・/0/
区 分	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	△ 0.28	0.04
総資産当期純利益率	△ 0.28	0.04

総資産利鞘等

							(単位:%)_
	区				分	令和5年度	令和6年度
資	金	運	用	利	回 (a)	1.10	1.09
資	金	調道	重 原	価	率 (b)	1.10	1.08
総	資	金	利	鞘	(a−b)	0.00	0.01

預貸率および預証率

(畄母:0%)

					(単位:%)
区			分	令和5年度	令和6年度
預	貸	來	(期 末)	15.60	16.75
頂	貝	4	(期中平均)	15.72	15.22
預	≢π	率	(期 末)	36.34	37.28
	証	4	(期中平均)	39.24	39.60

┃職員1人当たりの預金および貸出金残高

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度
職員1人当りの預金残高	1,275,191	1,203,867
職員1人当りの貸出金残高	198,963	201,673

内国為替取扱実績

(単位:千円)

)	、 I	区	分		令木	115年月		令村				
		<u>U</u>	Л	件	数	金	額	件数	金	額		
	ì	送金•振込	他の金融機関向け	4	498	61	9,451	442	774	,397		
5		公亚· 旅公	他の金融機関から	• •	330	16	5,591	219	131	,382		
₹ 		代金取立	他の金融機関向け		_		1			_		
J	1で 宝	化亚双亚	他の金融機関から		-			-		_		

預貸率、預証率とは、

お預かりした預金のうち、どれだけの額 を貸出金または有価証券で運用している かを示す指標です。

預貸率=貸出金÷預金×100

預証率= 有価証券 ÷ 預 金 × 100



■資金調達

預金種目別平均残高

種			目		サを与り上	文	サを与り	· 文		
生					金額	構成比	金額	構成比 5.3 94.7 —		
流	動	性	預	金	279,412	5.4	269,003	5.3		
定	期	性	預	金	4,866,851	94.6	4,799,620	94.7		
譲	渡	性	預	金	l	-	I	_		
そ	の	他の	預	金		_		_		
合				計	5,146,264	100.0	5,068,624	100.0		

財形貯蓄残高

							(単位:千円)
項				目		令和5年度	令和6年度
財形	1	貯	蓄	残	高	99,384	101,215

令和6年度 預金者別預金残高グラフ

団体預金 254,985 個人預金 4,560,483

預金者別預金残高

(単位:千円、%) 令和5年度 令和6年度 区 分 金額 構成比 額 構成比 4,560,483 個 人 4.835.835 94.8 94.8 264,928 5.2 254,985 法 5.2 5.2 254,985 般法 264,928 5.2 金 融機 関 金 5,100,764 4,815,469 100.0 100.0

■資金運用

貸出金種類別平均残高

						(単位:千	
科				令和5年度		令和6年	度
		F	1	金額	構成比	金額	構成比
割	引	手	形	_	_	_	_
手	形	貸	付	_	_	_	_
証	書	貸	付	809,317	100.0	771,709	100.0
当合	座	貸	越		_	_	_
合			計	809,317	100.0	771,709	100.0

貸出金償却額

							(単位:千円)
	項			目		令和5年度	令和6年度
貸	出	金	償	却	額	-	ı

|貸出金業種別残高・構成比

			(単位:千	円、%)	
業種別	令和5年	度	令和6年度		
未性加	金額	構成比	金額	構成比	
製 造業	-	-	1	-	
農業	-	-	1	-	
林業	-	-	1	-	
漁業	_	_	1	_	
鉱業	_	_	1	-	
建 設 業	_	-	1	-	
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	-	_	
運 輸・通 信 業	_	-		_	
卸 売・小 売 業	_	_	1	-	
金 融・保 険 業	_	-	1	-	
不 動 産 業	-	_	-	_	
各種サービス	-	-	1	-	
その他の産業	-	-	1	-	
小 計	I	I	I	ı	
地方公共団体	_	_	_	_	
雇用·能力開発機構等	_	_	_	_	
個人(住宅·消費·納税資金等)	795,853	100.0	806,692	100.0	
合 計	795,853	100.0	806,692	100.0	

有価証券種類別平均残高

								(単位:千	円、%)
	ঘ			分		令和5年	度	令和6年	度
	区			73		金額	構成比	金額	構成比
玉					債	1,192,894	59.1	1,193,322	59.4
地		7	5		債	1	_	_	_
社					債	826,767	40.9	813,933	40.6
短	ļ	钥	社		債	1	_	1	_
株					式	100	0.0	100	0.0
外		Ŧ	訂	E	券	1	_		_
そ	の	他	の	証	券	1	-	1	_
合					計	2,019,761	100.0	2,007,356	100.0

貸出使途別残高

						(単位:千	円、%)
	区		<u> </u>	令和5年	度	令和6年	度
).	J	金額	構成比	金額	構成比
運	転	資	金	795,853	100.0	806,692	100.0
運 設 合	備	資	金	-	1	I	_
合			計	795,853	100.0	806,692	100.0

貸出金金利区分別残高

								(単位:千	円、%)							
	区分		Л		Δ		厶				△ 令和5		令和5年	度	令和6年	度
			金額	構成比	金額	構成比										
固	定	金	利	貸	Œ	795,853	100.0	806,692	100.0							
変	動	金	利	貸	田	_	_		_							
合					計	795,853	100.0	806,692	100.0							

貸出金担保別残高

							(単位:千	円、%)
	区		分		令和5年	度	令和6年	度
			71		金額	構成比	金額	構成比
当	組合	預:	金積	金	_	_	_	_
有	価	Ī	正	券	_	-	_	_
動				産	_	_	_	_
不そ		動		産	_	-	ı	_
そ		の		他	21	0.0	21	0.0
小				計	21	0.0	21	0.0
信月	保証	a会·	信用	保険	6,067	0.8	5,401	0.7
保				証	540,235	67.8	640,737	79.4
信				用	249,530	31.4	160,532	19.9
合				計	795,853	100.0	806,692	100.0

I有価証券種類別残存期間別残高

				(単	位:千円)
区	分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	R5年度	-	_	96,660	957,650
	R6年度	-	1	93,040	865,420
地方債	R5年度	-	-	_	_
地力頂	R6年度	-	-	-	_
短期社債	R5年度	-	_	_	-
应朔吐頂	R6年度	-	1	_	_
社債	R5年度	703,400	-	96,290	_
	R6年度	693,950	50,000	92,880	-
株式	R5年度		10	00	
(期間の定めなし)	R6年度		10	00	
外国証券	R5年度	1	-	_	_
ア国証券	R6年度	_	-	_	-
その他の	R5年度	_	_	_	_
証券	R6年度	-	-	-	_
合計	R5年度	703,400	_	192,950	957,750
	R6年度	693,950	50,000	185,920	865,520

合

計

|協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

	区 分		債権額 (A)	担保·保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破		令和5年度	15	0	15	15	100.0	100.0
こ <i>7</i>	れらに準ずる債権	令和6年度	11	0	11	11	100.0	100.0
危	険 債 権	令和5年度	2	_	1	1	57.2	57.2
/C	陕 頂 惟	令和6年度	2	0	1	1	73.7	66.8
要	管 理 債 権	令和5年度	_	_	_	_	_	_
女	日 垤 頂 惟	令和6年度	1	_	1	1	1	_
	三月以上延滞債権	令和5年度	_	_	_	_		_
	二月以上延沛俱惟	令和6年度	_	_	1		1	_
	貸出条件緩和債権	令和5年度	_	_	_	_		_
	貝山木叶板和貝惟	令和6年度	_	_	1		1	_
小	計	令和5年度	18	0	17	17	94.1	94.1
1,	ĀI	令和6年度	14	0	13	13	95.8	95.6
正	常債権	令和5年度	780	(注)1 [砖	始東で唐梅及び	ごわたに準ぜる	表体」レバー研究	再工 再升
۱۳	市 限 惟	令和6年度	795	(注)1.「破綻更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、更正、再生の名子結盟もの中立で第の東中により経営研究に降っている長致				

(注)1.「破綻更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、更正、再生 の各手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務 者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、

財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です(1に掲げるものを除く)。

3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。

799

809

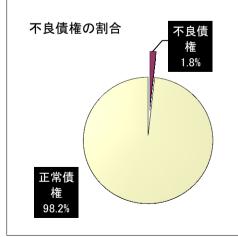
- 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金(1及び2に掲げるものを除く)です。
- 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に 有利となる取り決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く)です。
- 6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く)です。
- 7. 「担保・保証等」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

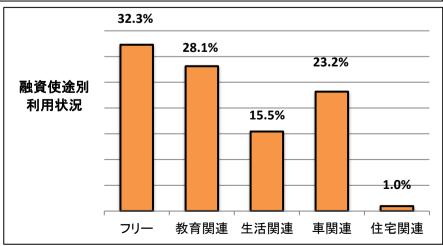
令和5年度

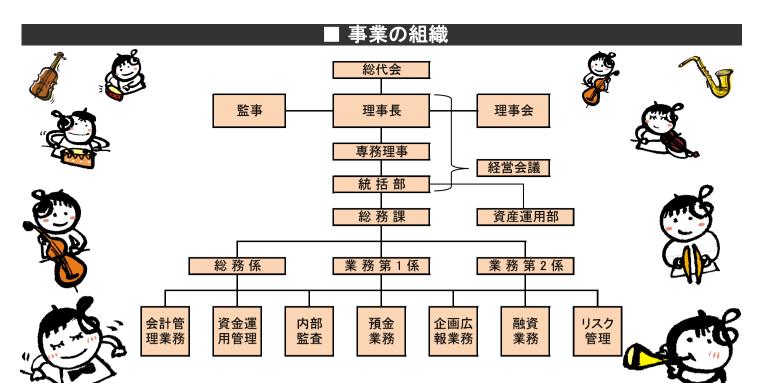
令和6年度

7. 金額は決算後(償却後)の計数です。









福岡県職員労働組合 本庁支部新採セミナーへの参加

令和6年4月10日~24日

会計監査の実施 『定例決算監査及び内部監査部門との連携強化と業務状況を報告』

令和6年4月24日

預金金利改定

令和6年4月26日

令和6年度第1回理事会

令和6年5月31日

議事事項:「第102期事業報告、貸借対照表、損益計算書、付属明細書、及び剰余金処分案」、「第102期通常総代会開催日及び 提出議案」、「役員等の選任」、「総代の選出」、「規程の改正」、「資金運用及び市場リスク管理」、「預金利率改定」

トピックス(令和6年度主な活動)

福岡県職員労働組合 定期大会参加、会場にてチラシ配付

令和6年6月21日

第102期 通常総代会開催

令和6年6月26日

議 題:「第102期事業報告、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、剰余金処分案」、「第103期事業計画案、収支予算案」、 「理事及び監事報酬」、「組合員の除名」、「役員の改選」 出席者:総代91名 理事8名 監事3名

夏期キャンペーン開始(預金、愛車ローン等)	令和6年7月1日
県庁朝チラシ配付(夏期キャンペーン関係チラシ)	令和6年7月2日
第66回全国職域信用組合協議会定例総会へ出席	令和6年7月4日
福岡県職員労働組合各支部(互助会各支会)訪問	令和6年7月17日~8月29日
第41回都(道)府県都市職域信用組合連絡協議会へ出席	令和6年9月12日
預金金利改定	令和6年10月1日

令和6年度第2回理事会 令和6年10月23日

協議内容:「令和6年度仮決算(9月末)の状況」、「下期の営業推進について」「夏期キャンペーンの取組み結果」「規程類の制定・新設 および改定」、「資金運用及び市場リスク管理」、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る報告」等

令和6年12月1日 冬期キャンペーン開始(預金、だんだんつみたて、愛車ローン、翔学ローン等)

県庁朝チラシ配付(冬期キャンペーンチラシ等)

令和6年12月10日

令和6年度第3回理事会 令和7年1月30日 協議内容:「令和6年度の決算見込み」、「冬期の取組み状況」「来年度の業務執行体制等について」「預金・貸出金の取り組みについ

て」「規程等の制定・改正」、「資金運用及び市場リスク管理」、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る報告」等

福岡県職員退職予定者説明会出席

令和7年2月3日

令和6年度第4回理事会

令和7年3月28日

協議内容:「令和6年度の決算見込み」、「令和7年度事業計画案、資金運用方針案及び資金運用計画案並びに資金構成案と収支予 算案」、預金の取組」「令和7年度の業務執行体制並びに役職員の報酬及び給与改定」、「諸規程の改正」、「預金利率改 定」、「冬期キャンペーン等の取り組み状況」、「内部監査結果」、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る報告」等

■ 役職員の報酬体系

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事長及び常勤の理事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。 そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、「決定方法」、「支払手段」、及び「決定時期」などを規程で定めております。

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	10,937 千円

注1.使用人兼役員の使用人としての報酬等を含めております。 注2.対象役員に該当する理事は3名です(期中に退任したものを含む)。

注3.上記以外に支払った役員賞与金は、理事 1,734千円、役員退職慰労金は、理事 50千円、監事 10千円であります。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- 注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
- 注2.「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
- 注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は、当組合における「給与規程」及び「退職手当規程」に基づき支払っております。 なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

■ マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融(以下、「マネロン等」という。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、組合内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として 位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の 関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針(基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針)・手続(マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等)・計画(マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム)を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに福岡県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し 上げます。

■ 苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

当組合へのお申出先

店舗内の窓口担当者 または貸付担当者までお願いいたします。

> 担当窓口連絡先 電話番号:092-641-7454

受付時間: 当組合営業日の午前9時~午後5時

苦情等のお申し出は当組合のほか、「しんくみ相談所」をはじめとする他の機関でも受け付けています。苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますので、当組合の各担当者へご相談ください。

名 称	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話番号	03-3567-2456
受付日時 間	月〜金(祝日及び信用組合休業日を除く) 9:00〜17:00



※ 相談所は、公正・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下、「東京弁護士会等」という。)のほか、福岡県弁護士会が設置 運営する紛争解決センター(以下、「福岡県弁護士会紛争解決センター」という。)で紛争の解決を図ることも可能ですので、当 組合担当者またはしんくみ苦情等相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、東京弁護士会等や福岡県弁護士会紛争解決センターへ申し出ることも可能です。

なお東京弁護士会等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ① 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。例えば、福岡県弁護士会の紛争解決センターに 事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。
- ② 現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたります。例えば、お客様は、福岡県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面接で、東京弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。
- ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳でありませんのでご注意ください。下記東京弁護士会等のいずれかにご照会ください。

(東京弁護士会等)

【東京弁護士会 紛争解決センター】	電 話:03-3581-0031	
【第一東京弁護士会 仲裁センター】	電 話:03-3595-8588	住所:東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
【第二東京弁護士会 仲裁センター】	電 話:03-3581-2249	
(福岡県弁護士会紛争解決センター)		
【福岡県弁護士会館】	電 話:092-791-1840	住所:福岡市中央区六本松4-2-5
【北九州法律相談センター】	電 話:093-561-0360	住所:北九州市小倉北区金田1-4-2
【久留米法律相談センター】	電 話:0942-30-0144	住所:久留米市篠山町11-5

当組合は、お客様からのお申出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めています。

- 1. お客様からの苦情等については、店頭またはお電話にて受け付けます。
- 2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査し、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
- 3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取扱いいたします。
- 4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ苦情等相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介し、その標準的な手続等の情報を提供します。
- 5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際は、しんくみ苦情等相談所の規則等を遵守し解決に取り組みます。
- 6. 苦情等に対応するため、研修等により相談苦情処理・苦情対応マニュアルに基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
- 7. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握したうえ、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

福岡県庁信用組合の地域(職域)への貢献





【地域に貢献する信用組合の経営姿勢】

当組合は、福岡県の職員を組合員とする職域信用組合です。組合員がお互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。

金融業務を通じて組合員の福利厚生を促進し生活の安定と向上に寄与し、ひいては地域社会の安定に貢献しています。



【融資を通じた地域貢献】

当組合では、県職員の皆さまの様々な資金ニーズにお応えするため、次のような融資商品を 提供しています。

「教育関連の融資」は、令和7年3月末現在で 123件 226,747千円のご利用をいただいています。

- 商品名 『翔学ローン』
- 商品概要 教育資金に係る費用及び他金融機関の教育資金の借換にご利用いただけます。
- 〇 融資条件
 - 融資限度額 1,000万円以内
- 返済期間 16年10ヵ月以内
- 約定金利 年利 2.5%



「車関連の融資」は、令和7年3月末現在で 138件 186,998千円のご利用をいただいています。

- 商品名 『愛車ローン』
- 商品概要 自動車やバイクの購入資金、車検や修理費用、他機関の自動車ローンの借換など ご利用いただけます。
- 〇 融資条件
 - ・融資限度額 1.000万円以内
- 1,000万円以内 返済期間 15年以内
 - ▶ 約定金利 年利 2.3%~4.0%

「債務一本化の融資」は、令和7年3月末現在で 63件 125,527千円のご利用をいただいています。

- 主な商品名 『まとめて一本』
- 商品概要 他機関貸付の借換(旧債返済)にご利用いただけます。

ご利用中のローンの返済計画の見直しができるほかに、金利については、

最優遇金利を適用しますので、現在ご利用中の金利負担は大幅に軽減されます。

- 〇 融資条件
 - 融資限度額 必要な金額の全額 返済期間 定年退職日まで
 - 保証人等 返済期間が退職日を超える場合、連帯保証人が必要となります。

「その他の融資」は、令和7年3月末現在で305件267,419千円のご利用をいただいております。



【職域サービスの充実】

当組合は、以下の行事に役職員が参加し業務内容の説明や懇談を行い、ご意見・ご要望をお伺いして、 サービスの向上と商品の企画に努めております。

- 〇「県職労駅伝大会」協賛と参加(開催時)
- 〇「福岡県職員労働組合定期大会」
- 〇「福岡県職員互助会支会事業研修会」
- 〇 子育て支援事業(子育て応援宣言)への参画
- 〇 「福岡県職員労働組合各支部定期大会・職場代表者会議等」

— - t		
■ ごあいさつ ······ 1	標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリ	
【概況•組織】	オの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 *	15
1. 事 業 方 針 … 1	リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等 *	16
2. 事 業 の 組 織* … 21	35. 信用リスク削減手法に関する事項*	··· 16
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名)* ・・・・ 2	36. 派生商品取引及び長期決済期間取引	
4. 総 代 会 の 概 要 … 3	の取引相手のリスクに関する事項*	16
5. 店舗一覧(事業所の名称・所在地)* ・・・ 2	37. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 *	16
6. 地 区 一 覧 … 2	38. 証券化エクスポージャーに関する事項 *	16
7. 組 合 員 数 … 2	39. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 *	16
8. 主 要 な 事 業 の 内 容* … 7	40. 金 利 リ ス ク に 関 す る 事 項 *	··· 16
【業務に関する事項】	【預金に関する指標】	
9. 事 業 の 概 況* … 1	41. 預 金 種 目 別 平 均 残 高*	18
10. 経 常 収 益* … 17	42.預金者別預金残高	· · · 18
11. 業 務 純 益* … 17	43. 財 形 貯 蓄 残 高	· · · 18
12. 経 常 利 益 (損 失)* … 17	44. 職 員 1 人 当 たり 預 金 残 高	· · · 18
13. 当 期 純 利 益 (損 失)* … 17	【貸出金等に関する指標】	
14. 出 資 総 額 、出 資 総 口 数* ・・・ 17	44. 貸出金種類別平均残高*	· · · 19
15. 純 資 産 額* … 17	45. 貸出金担保の種類別残高*	· · · 19
16. 総 資 産 額* ・・・ 17	46. 貸出金使途別残高*	· · · 19
17. 預 金 積 金 残 高* … 17	47. 貸出金業種別残高・構成比*	· · · 19
18. 貸 出 金 残 高* … 17	48. 預貸率(期末・期中平均)*	· · · 18
19.有 価 証 券 残 高* … 17	49.貸出金金利区分別残高*	· · · 19
20. 单 体 自 己 資 本 比 率* … 17	50. 職 員 1 人 当 た り 貸 出 金 残 高	··· 18
21. 出 資 配 当 金* … 17	【有価証券に関する指標】	=4.4.6.1
22. 職 員 数* … 17	51. 商品有価証券の種類別平均残高*	該当なし
【主要業務に関する指標】	52. 有価証券の種類別平均残高*	19
23. 業務粗利益及び業務粗利益率*・・・・8	53. 有価証券種類別残存期間別残高*	19
24. 資金運用収支*・・・・8	54. 預証率(期末・期中平均)*	··· 18
役 務 取 引 等 収 支* ··· 8	【経営管理体制に関する事項】	
その他業務収支*・・・・8	55.リスク管理の体制*	2
25. 資金運用勘定、資金調達勘定の	56. 法 令 遵 守 の 体 制*	2
平均残高、利息、利回* … 17	57. マネー・ローンダリング、テロ資金供与	22
資 金 利 鞘* ··· 18	及び拡散金融対策	
26. 受取利息、支払利息の増減*・・・ 7	【財産の状況】	
27. 役務取引の状況・・・・8	57. 貸 借 対 照 表*	4
28. その他業務収益の内訳 … 17	損益計算書*	7
29.経 費 の 内 訳 … 8	剰余金処分計算書*	8
30. 総 資 産 経 常 利 益 率* ・・・ 18	58. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び	00
31. 総 資 産 当 期 純 利 益 率* ・・・18	金融再生法開示債権の保全・引当状況・	20
【自己資本の充実の状況等(自己資本比率明細)】	59. 有価証券、金銭の信託等の評価*	17
32. 定 性 的 な 開 示 事 項 ・・・ 9	60.貸 出 金 償 却 の 額* 61.会計 監 査 人 に よ る 監 査*	··· 19
33. 自 己 資 本 の 構 成 に 関 す る 事 項 ・自己資本の構成に関する開示事項 * ・・・ 11		該当なし
	【その他の業務】 62.内 国 為 替 取 扱 実 績	10
		· · · 18
・自己資本の充実度に関する事項* ・・・ 12 ・信 用 リ ス ク に 関 す る 事 項*	【その他】 63.ト ピ ッ ク ス	01
		21
10	64.役 職 員 の 報 酬 体 系 65.苦情処理措置・紛争解決措置等の概要 *	22
	65. 古情処理指直・初ず解決指直等の做要 * 66. 地 域 へ の 貢 献	23
業種別個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等 * ・・・ 13	UO. 地 塚 ハ 切 貝 脷	24
標準的手法が適用されるエクスポージャーの ポートフォリオの区分ごとの内訳 * ・・・ 14		
か、アンオッカの屋ガーとの内部(一一) 「一一」 「十		



福岡県庁信用組合

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 TEL(県庁代表) 092-651-1111 TEL(県庁内線) 5990・5991 直通 092-641-7454 FAX 092-632-4425

ホームページへは こちらから



公式ホームページ https://www.fukuokakenchou.shinkumi.jp